

2026年8月吉日

お客さま各位

砺波信用金庫

各種規定等改定のお知らせ

平素より、砺波信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、政府・産業界・金融業界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的電子化」に向けて当金庫が実施する「手形・小切手の最終振出期限の設定」、「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」に伴い、下記のとおり各種規定等を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定日

2026年10月1日

2. 改定規定等

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 定期積金規定

※ 改定内容の詳細につきましては、別紙【各種預金規定の改定箇所比較一覧表】をご参照ください。

以上



別紙【各種預金規定の改定箇所比較一覧表】

(下線部分が改定箇所)

当座勘定規定	
改定前	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。 (2) ～ (4) 省略 第2条～第6条 省略 第7条（手形、小切手等の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (5) 省略 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 省略 <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。<u>また、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) 省略 第2条～第6条 省略 第7条（手形、小切手等の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (5) 省略 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出されたものにかぎります。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 省略 <u>削除</u> (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条～第12条 省略 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第14条～第17条 省略 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2） 省略 第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2） 省略 第20条～第32条 省略 約束手形用法 1～2 省略 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4～9 省略 為替手形用法 1～3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5～11 省略	第9条～第12条 省略 第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。 第14条～第17条 省略 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2） 省略 第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （2） 省略 第20条～第32条 省略 約束手形用法 1～2 省略 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 4～9 省略 為替手形用法 1～3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5～11 省略
--	---

小切手用法 1 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～9 省略	小切手用法 1 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～9 省略
--	--

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	
改定前	改定後
1 省略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） 省略 3～20 省略	1 省略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） 省略 3～20 省略

貯蓄預金規定	
改定前	改定後
1 省略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） 省略 3～21 省略	1 省略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） 省略 3～21 省略

納税準備預金規定	
改定前	改定後
1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 3 ～ 2 0 省略	1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3 ～ 2 0 省略

通知預金規定	
改定前	改定後
1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3 ～ 1 6 省略	1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3 ～ 1 6 省略

定期預金共通規定	
改定前	改定後
1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3 ～ 1 5 省略	1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3 ～ 1 5 省略

定期積金規定	
改定前	改定後
1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 省略 3～20 省略	1 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3～20 省略